② 給与支払報告書【個人別明細書】の記入について

※詳しくは「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧下さい

所得税の定額減税額の記載について

【年末調整をしない給与等の場合】令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

【年末調整をした給与等の場合】令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち 年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 (注)控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が 1,000 万円超の方で、 同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

「配偶者控除及び配偶者特別控除」の改正について

◆ 平成 30 年 1 月 1 日より配偶者控除について、担税力の調整の必要性の観点から、納税義務者(扶養する方)に所得制限が設けられ、合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が逓減・消滅することとなりました。また、配偶者特別控除について、控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が 76 万円から 123 万円に引き上げられました(その後、令和 2 年から税制改正により 133 万円に引き上げられました)。また、配偶者控除と同様に、納税義務者(扶養する方)の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が逓減することとなりました。

①、配偶者控除の表

納税者本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超　950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超　1,000 万円以下	13 万円	16 万円

②、配偶者特別控除の表

配偶者(妻)の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超　95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

「摘要」欄について

◆　前職合算を行った場合は、事業所名・所在地、給与支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を記入下さい。

「旧長期損害保険料の金額」の欄について

◆　旧長期損害保険料を含め「地震保険料の控除額」を記載した場合、「旧長期損害保険料の金額」に必ず記入下さい。

「配偶者の合計所得」の欄について

◆　配偶者特別控除の適用を受けた場合については、合計所得金額（支払金額ではなく）を記入下さい。

「控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」欄について

◆　控除対象扶養親族の氏名、個人番号は、二重控除を避けるためにも必要ですので、記載例を確認のうえ記入下さい。また、非居住者である場合は区分の欄に「〇」と記載してください。

※　「16 歳未満の扶養親族」欄について

「16 歳未満扶養親族」欄には平成 21 年 1 月 2 日以降に生まれた扶養親族の方を記入下さい。「16 歳未満扶養親族」欄に記入漏れがありますと、住民税をはじめとする税の計算が正確にできなくなります（税額が大きくなってしまうことがあります）ので、特にご注意下さい。

「中途就・退職」欄について

◆　年の途中で就職・退職された方は、該当欄に〇をつけ、就職・退職の年月日を記入し、退職月までの支払金額及び社会保険料等の控除額を記入下さい。

その他について

◆　住所、氏名、フリガナ、生年月日、個人番号を忘れずにご記入下さい。

・フリガナ、生年月日、個人番号は電算処理を行う上で必ず必要ですので正確に記入して下さい。

・記載されている住所（令和 7 年 1 月 1 日現在）に誤りがあると重複課税の原因になりますので、ご注意ください。

「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄について

（1）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」を必ず記入下さい。記載がない場合は、適用になりませんのでご注意ください。

※　年末調整で所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合です。
なお、適用数が3以上のときには、摘要の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載します。

（2）適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分（控除の種類）を次のように記載します。

住・・・一般の住宅借入金等特別控除の場合。（増改築を含みます）

認・・・認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合。

増・・・特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合。

震・・・東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合。また、当該住宅の取得や増改築が特定取得※に該当する場合には、「**（特）**」を付記します。

※　（例）　特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用があり、当該住宅の増改築が特定取得に該当する場合は、「**増（特）**」と記載します。

※　「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます）が、8％又は10％の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。